

(ウ) 償還条件を変更した債権の管理

中小企業高度化資金の債務者が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により貸付金の償還を行うことが著しく困難であると認められるときは、貸付契約の条件を変更することにより償還を猶予しており、具体的には当年度の償還金の額を減じ、その減じた金額を翌年度以降最終償還期限までの各年度の償還予定額に上積みしている。

中小企業高度化資金でこれまでに貸付条件を変更したものは、平成18年5月末現在、工場等集団化資金貸付金ほか5貸付金で、貸付件数で22件、貸付金残高で19,791,757,000円ある。

貸付条件を変更をした全ての債権が将来不良債権化するものではないが、償還を行うことが著しく困難であることを理由に貸付条件の変更をしていることから、債務者の経営状況等を定期的に把握し、経営等に関する指導を継続的に実施する等、適切な債権管理に意を用いられたい。

(表6) 中小企業高度化資金貸付金のうち条件変更案件(平成18年5月末現在) (単位:円)

区 分	件数	貸付金額	償還済額	貸付残高
工場等集団化資金貸付金	3	13,767,057,000	2,114,283,000	11,652,774,000
小売商業店舗等共同化資金貸付金	5	4,386,391,000	861,766,000	3,524,625,000
企業合同資金貸付金	2	1,910,619,000	23,000,000	1,887,619,000
商店街整備等支援資金貸付金	3	2,817,826,000	1,022,611,000	1,795,215,000
小売商業等商店街近代化資金貸付金	8	729,949,000	19,138,000	710,811,000
工場共同化資金貸付金	1	734,400,000	513,687,000	220,713,000
合 計	22	24,346,242,000	4,554,485,000	19,791,757,000

(エ) 担保の設定・評価のあり方

貸付金債権を保全するためには、担保の設定と評価が重要であるが、県が定めた「中小企業高度化資金における担保設定等運用基準」では、例えば、建物が貸付対象となった場合、当該建物に取得価額の90%で評価した金額の抵当権を設定している。

また、貸付対象施設のための担保で充足できない場合は、貸付対象外施設に担保を設定することとしており、土地の場合は当該土地の固定資産税評価額ではなく、当該土地近くの公示地又は基準地の1平方メートル当たりの価格で評価することとしている。

これらの担保評価は金融機関等が行う担保の評価とはかけ離れており、債務者の事業の破綻等により約定償還が困難となった場合、担保を処分しても貸付金債権を回収できないおそれもある。

貸付金債権の保全のため、担保の設定・評価のあり方について検討されたい。

(表7) 県が定めた担保財産の評価基準

区分	貸付対象施設	貸付対象外施設
土地	取得価額の100%	公示価格又は基準地価格－先順位抵当債権額
建物	取得価額の90%	固定資産税評価額－先順位抵当債権額
設備	取得価額の70%	

(オ) 連帯保証人に対する適期の調査

債務者の破産等により担保物件の競売が行われ、なお債権が存在する場合は、連帯保証人に債務の弁済を求めていくことになるが、担保物件の競売後、速やかに連帯保証人に対する資力調査等が行われていないものが散見された。

債権の回収可能性を判断し、債権回収を進めるためにも、連帯保証人に対する適期の調査に努められたい。

イ 地域改善対策奨学資金

地域改善対策奨学資金とは、地域改善対策事業の対象地域に居住する同和関係者の子弟の修学を奨励し、有為な人材を育成することを目的として、高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学している者で、経済的な理由により修学が困難な者に対し貸し付けるための資金である。

(7) 収入未済の状況

地域改善対策奨学資金の平成17年度末における収入未済額は722,797,770円で、その内訳は、大学奨学資金貸付金返還金で304,621,700円、高校奨学資金貸付金返還金で418,176,070円となっている。

収入未済額の82.3%は滞納繰越分であるが、現年度分においても調定額の3割近くが収入未済となっている。仮に、平成17年度末の債権現在高4,180,648,110円（債権現在高簿に繰り入れられている不納欠損額13,609,000円を除いている。）に対し、このままの収入未済割合（28.8%）で推移すれば、12億円を超える貸付金返還金が将来収入未済となり、平成17年度末現在の収入未済額と合わせると、収入未済額は19億円を超えることも予測される。

(表8) 地域改善対策奨学資金の平成17年度末における収入未済の状況 (単位:円)

区 分	収入未済額		調定額に対する収入未済額の割合
大学奨学資金貸付金返還金	現年度分	66,652,200	21.6%
	滞納繰越分	237,969,500	91.6
	計	304,621,700	53.6
高校奨学資金貸付金返還金	現年度分	61,070,030	44.9
	滞納繰越分	357,106,040	95.0
	計	418,176,070	81.7
合 計	現年度分	127,722,230	28.8
	滞納繰越分	595,075,540	93.6
	計	722,797,770	66.9

(イ) 債務者が異動した場合の債権の管理方法

債権は、借受人（奨学資金貸付金により修学した者）が貸付金の申請をした教育事務所が管理することとなっていることから、卒業後、就職等により申請時点の居所から異動した場合も、引き続き当該教育事務所が債権の回収に当たっている。

この結果、但馬教育事務所で貸付金の貸与を受け、阪神間で就職し、居住している場合も、但馬教育事務所が債権の回収に当たることになり、借受人に対する償還活動は文書による催告が中心とならざるを得ない。

償還活動を実効あるものとするため、借受人及び連帯保証人（法定代理人）の償還実態等を勘案の上、本庁・教育事務所間及び教育事務所相互間での一層の連携を図り、より効率的な管理方法を検討されたい。

(ウ) 訪問等による償還活動の推進

人権教育課は「地域改善対策奨学資金返還指導の進め方について」等の償還指導マニュアルを作成し、平成17年6月には「地域改善対策奨学資金返還事務への取組について」を教育事務所に通知しているが、教育事務所における償還活動への取組は文書による納付督促が中心で、年2回の返還促進月間を除いて、訪問等による調査・償還活動はほとんど行われていない。また、返還促進月間における取組のフォローも不十分であり、償還事務が効果的、効率的に行われていない。

年間を通じた計画的な訪問等調査活動を行い、償還活動に積極的に取り組まされたい。

(エ) 連帯保証人へのアプローチの推進

借受人及び保護者（貸与決定時点での法定代理人）から奨学資金が返還されない場合、上記の「返還指導の進め方」によると、連帯保証人（第三者）へのアプローチとして、「滞納者

を精神的に支え、返還の意欲を培ってくれるよう依頼するとともに、連帯保証人としての返還義務への自覚を促す」文書を配付することとしているが、配付の時期は教育事務所に任されている。

このため、教育事務所における連帯保証人へのアプローチは様々であり、平成17年度において文書配付を行っていない教育事務所もある。

連帯保証人にアプローチした結果、奨学資金の分納のあった教育事務所もあるので、連帯保証人へのアプローチを推進されたい。

(オ) 奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）の配置効果の検証等

平成18年10月から、東播磨教育事務所と中播磨教育事務所に各々2名の奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）が配置され、戸別訪問及び電話による返還督促等の業務を行っている。

収納促進専門員の配置効果を検証した上で、多額の収入未済を抱えている他の教育事務所への配置について検討されたい。

ウ 母子寡婦福祉資金

母子寡婦福祉資金とは、母子及び寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、事業の開始、児童の修学等に必要な資金を貸し付けるための資金である。

(7) 収入未済の状況

母子寡婦福祉資金の平成17年度末における収入未済額は236,740,861円で、収入未済額の86.4%は滞納繰越分である。

貸付金の償還事務は、本庁児童課と健康福祉事務所でを行っているが、健康福祉事務所が償還指導を行っている市（神戸市と姫路市を除く。）在住の母子寡婦世帯の収入未済額が収入未済額全体の79.6%を占めている。

(表9) 母子寡婦福祉資金の平成17年度末における収入未済の状況 (単位:円)

区 分			収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合
現年度分	県健康福祉事務所 取扱分	市在住者	29,341,284	11.2%
		町在住者	975,598	2.9
	本庁取扱分		1,991,240	18.9
	計		32,308,122	10.6
滞納繰越分	県健康福祉事務所 取扱分	市在住者	159,012,959	88.2
		町在住者	3,694,189	84.8
	本庁取扱分		41,725,591	97.1
	計		204,432,739	89.8
合 計	県健康福祉事務所 取扱分	市在住者	188,354,243	42.6
		町在住者	4,669,787	12.1
	本庁取扱分		43,716,831	81.7
	計		236,740,861	44.4

(イ) 貸付権限と債権回収責任の一体化

母子寡婦福祉資金の債権（償還期日未到来債権と収入未済債権）の管理は本庁児童課で行っており、健康福祉事務所では母子寡婦福祉資金の貸付事務及び償還指導事務（神戸市、姫路市及び県外在住者分は本庁児童課で実施）を行っている。

したがって、健康福祉事務所が母子寡婦福祉資金の償還指導事務に鋭意取り組み、償還の実績を上げたとしても、本庁が全体として管理する母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額の減少にはつながっても、健康福祉事務所の償還指導努力が成果として反映されない仕組みとなっている。

収入未済対策に責任を持って取り組んでいくためには、貸付権限と債権回収責任を一体化し、権限と責任の明確化を図ることが望ましいと考えるので、県民局への債権移管について検討されたい。

(ウ) 本庁児童課の償還事務のあり方

本庁児童課が償還事務を直接担当している神戸市、姫路市及び県外在住者に係る収入未済額は、43,716,831円であり、収入未済額全体の18.5%ではあるが、調定額に対する収入未済額の割合は81.7%と高く、県全体の調定額に対する収入未済額の割合44.4%に比べ大幅に上回っている。

ところが、児童課が行っている償還事務をみると、借受人に対し随時催告文書等を送付しているものの、訪問等による調査・徴収活動は十分行われていない。

児童課における償還事務のあり方を見直されたい。

(i) 市との連携の推進

平成15年4月に母子寡婦福祉法が改正され、市部における母子及び寡婦に対する相談等の業務は、県が設置する母子相談員から、市が設置する母子自立支援員（同法の改正により母子相談員から呼称変更）が担当することとなった。

これまで母子相談員が母子及び寡婦世帯に対する相談等の業務に併せて母子寡婦福祉資金の償還指導を行ってきたが、この制度改正により、収入未済額の大半を占める市部については、相談等の業務が分離され、貸付及び償還のみが県の業務となった。

このことから、母子寡婦福祉資金の償還促進のためには、市の母子自立支援員をはじめとした市の協力が不可欠であるが、市の協力には温度差が見受けられたり、市町合併により誕生した市の中には母子自立支援員による相談業務との連携が円滑に行われなかった結果、当該市に係る母子寡婦福祉資金の収入未済が件数、金額とも増加している事例も見受けられる。

償還指導事務に際し、市との連携の推進に意を用いられたい。

エ 中小企業設備近代化資金

中小企業設備近代化資金とは、中小企業の近代化を図ることを目的として、設備の近代化、合理化を行う中小企業者に対して機械設備の購入に必要な資金を貸し付けるための資金である。

なお、小規模企業者等設備導入資金助成法の改正に伴い、中小企業設備近代化資金の新規貸付は平成11年度をもって終了し、平成12年度からは県が(財)ひょうご産業活性化センターに小規模企業者等設備資金を貸し付けし、同センターがこれを原資として、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入のための資金の貸し付けを行っている。

(7) 収入未済の状況

中小企業設備近代化資金及び違約弁償金の平成17年度末における収入未済額は35,589,493円（徴収停止分8,154,884円を含む。）であり、全額が滞納繰越分である。

(表10) 中小企業設備近代化資金の平成17年度末における収入未済の状況 (単位: 円)

区 分	収入未済額			調定額に対する収入未済額の割合
			うち、徴収停止分	
設備近代化資金貸付金償還金	現年度分	0	—	0.0%
	滞納繰越分	29,835,330	7,723,330	81.9
	計	29,835,330	7,723,330	53.5
設備近代化資金違約弁償金	現年度分	—	—	—
	滞納繰越分	5,754,163	431,554	80.4
	計	5,754,163	431,554	80.4
合 計	現年度分	—	—	—
	滞納繰越分	35,589,493	8,154,884	81.6
	計	35,589,493	8,154,884	56.5

(4) 延滞債権の整理

中小企業設備近代化資金の新規貸付は平成11年度をもって終了し、平成12年度以降は、平成11年度までに貸し付けした債権の償還事務のみとなり、約定償還も平成18年度までに1企業を除き全て終了したことから、今後は延滞債権の処理のみが課題となる。

貸付金償還金及び違約弁償金を滞納している企業の中には代表者の死亡等により企業実態がないことから徴収停止しているものもあるが、多くは破産し、担保となる資産もない状態となっている。

少額を分納中のものもあるが、債務者、連帯保証人の資力調査等を踏まえ、債権の整理に努められたい。

監査の結果は以上のとおりであるが、県の財政環境が依然として厳しい中、貸付金償還金の収入未済額は、平成17年度末現在で約64億円あり、県税等を除く収入未済額の7割近くを占めていることから、収入未済の債権回収の強化、新たな収入未済債権の発生防止と速やかな対応等が求められるところであり、今回の監査結果を踏まえて、貸付金債権の的確な管理と償還事務の一層の推進を望むものである。

特定監査項目2 公の施設における防火管理体制

1 テーマ選定の趣旨

平成11年6月の行政監査報告「県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務」では、施設の管理運営事務の一環として、消防訓練の実施状況について検証し、一部の施設においては、消防法に規定する訓練の全部又は一部を実施していなかったことから、消防法に基づく適正な訓練を実施するよう留意・改善を求めたところである。

その後、平成13年に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を契機に改正された消防法（平成15年10月施行）では、「防火対象物定期点検報告制度」が創設されたほか、同法違反者への罰則が強化されるなど、利用者の安全確保に向けた法整備が行われている。

こうした現状を踏まえ、県民の施設利用における安全確保のため、公の施設において、消防法に基づく防火管理者の選任や消防訓練等の防火管理業務が適正に行われているかどうかの観点から検証した。

2 監査対象

前回監査の対象とした都市公園・文化・スポーツ施設から対象を広げ、消防法上の防火管理者選任が義務づけられている県の公の施設のうち、一般県民の利用に供される58施設を対象とした。

（表2）「防火管理業務の実施状況」を参照）

3 監査結果

(1) 防火管理者の未選任等

消防法第8条第1項の規定により、防火対象物のうち、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象建物（消防法施行令別表第1（一）項から（十六の二）項及び（十七）項に該当する建物）の管理権原者は、防火管理講習の課程修了者等、一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、その者に消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせることになっている。

上記に該当する県の公の施設について、平成17年度から平成18年度（11月末現在）までの防火管理者の選任状況等を調査したところ、一部の施設において、次のような不適正な現状が見受けられた。

ア 防火管理者の未選任及び選任の遅延

前任の防火管理者が異動・退職となった場合、速やかに後任の防火管理者を選任する必要があるにもかかわらず、速やかに（3か月以内）選任されていない施設が8施設あり、中には、数年にわたり防火管理者が未選任であった施設が4施設ある。

イ 消防署への届出の遅延

新しく防火管理者を選任した場合は、速やかに所轄の消防署に届出することが義務づけられているが、速やかに（3か月以内）届出を行っていない施設が10施設あり、うち、6か月以上届出が遅延している施設が7施設ある。

防火管理者の選任に当たっては、防火管理講習の課程を修了するなどして、防火管理者としての資格を有することが前提となる。日頃から複数の有資格者を配置しておくなどの工夫を図り、前任者の異動・退職に際しても、円滑かつ速やかに新たな防火管理者の選任及び消防署への届出手続が行われるよう、適正に対応されたい。

(2) 消防訓練（消火、避難及び通報訓練）の未実施

消火訓練及び避難訓練は、特定防火対象物（注）においては、消防法施行規則第3条第11項の規定により、年2回以上実施し、非特定防火対象物（注）においては、消防法第8条第1項の規定により、消防計画に定める回数を実施することが義務づけられている。また、通報訓練については、消防法第8条第1項の規定により、特定・非特定いずれの防火対象物とも、消防計画に定める回数を実施することになっている。

- （注）「特定防火対象物」とは、消防法施行令別表第1（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ及び（十六）の二項に掲げる防火対象建物で、収容人員が30人以上のものをいい、「非特定防火対象物」とは、それ以外の項に掲げる防火対象建物で、収容人員が50人以上のものをいう。（表3）を参照
- （例）「特定防火対象物」・・・貸会議室、ホール、宿泊施設等
「非特定防火対象物」・・・事務所、図書館、博物館・美術館等

（表1）実施すべき消防訓練の回数

区分	特定防火対象物	非特定防火対象物
消火訓練	年2回以上（消防計画に定めるべき回数も同左）	消防計画に定める回数
避難訓練	年2回以上（消防計画に定めるべき回数も同左）	消防計画に定める回数
通報訓練	消防計画に定める回数	消防計画に定める回数

平成17年度における3訓練の実施状況を見ると、いずれの訓練も実施していない施設が6施設、消防計画に定める回数を満たしていない施設が36施設あり、双方を合わせると、監査対象とした施設（58施設）中、72.4%の施設が消防計画に定める訓練回数を満たしていない。

この他、訓練の参加者が少人数に留まり、入居団体等を含めた実効性のある訓練内容とは言い難いものや、敷地内に新たな防火対象物が設置されたため、消防計画を変更し、新たな防火管理体制を組織する必要があるにもかかわらず、消防計画が従前のまま変更されていない施設もある。

施設管理者や防火管理者が消防法令を的確に理解していない現状が見受けられたことから、消防法令の理解と遵守に一層努めるとともに、実効性のある消防訓練を適正に実施されたい。

(3) 防火対象物点検の未実施

平成15年10月施行の改正消防法（第8条の2の2第1項）により、一定の規模、用途、構造を有する防火対象物については、従前の消防設備点検とは別に、専門の点検資格者が特にソフト面（届出、消防計画、施設管理等）における防火管理体制を中心に点検し消防署へ報告する「防火対象物定期点検報告制度」が創設された。

今回監査対象とした58施設中、当該点検の対象となる施設は35施設あるが、消防法令を十分理解していなかったため、点検を行っていない施設が3施設ある。

速やかに当該点検と報告を行い、利用者の安全確保に努められたい。

(4) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分変更

施設に設置すべき消防設備のレベル等は、消防法施行令別表第1のどの項区分に該当するかにより決まることから、今回、公の施設側が消防署に届け出ている別表第1の項区分が施設の使用実態に則したものになっているかどうかについて調査したところ、現状の使用実態から見て、消防署に届け出ている項区分と合致しておらず、区分変更が必要な施設（3施設）が見受けられる。

施設の使用実態が消防署への届出と異なっている場合は、区分の変更を消防署と協議し、当該区分に対応した適切な消防設備を設置するとともに、当該区分に基づく適正な防火管理業務を実施されたい。

監査の結果は以上のとおりであるが、公の施設の管理運営に当たっては、消防法令のみならず様々な法令が利用者である県民の安全・安心との関わりを持っており、それらの遵守が求められるが、施設を所管する県当局や指定管理者において、法令遵守項目が十分理解されていないように見受けられるので、施設の管理上必要な法令遵守項目をリスト化し、これらをチェックすることにより施設の安全・安心がなお一層図られることを望むものである。

(表2) 防火管理業務の実施状況

No	施設名	施行令別表(同一敷地内に複数棟ある場合は主な防火対象物の用途区分で記載)	防火管理者選任等〔平成17年度及び平成18年度(11月末現在)までの状況〕		平成17年度消防訓練実施状況					防火対象物点検		消防法別表区分の変更を要する施設
			防火管理者未選任期間(3か月以上) ※◎は数年にわたり未選任	消防署への届出遅延(3か月以上) ※◎は6か月以上遅延	実施回数			区分		対象	うち、未実施	
					消火訓練	避難訓練	通報訓練	3訓練とも未実施	消防計画に定める回数を満たしていない			
1	丹波の森公園	特定(16)イ		○	0	0	1		○	○		
2	但馬文教府	特定(1)ロ			2	2	1		○	○		
3	淡路文化会館	特定(16)イ			1	0	1		○	○		
4	西播磨文化会館	特定(1)ロ			1	1	1		○	○		
5	母と子の島	特定(5)イ	◎	◎	1	0	0		○			
6	東はりま青少年館	特定(16)イ			1	0	0		○	○		
7	尼崎青少年創造劇場	特定(1)イ			1	2	2		○	○	○	
8	県民会館	特定(16)イ			2	2	2		○	○		
9	芸術文化センター	特定(1)イ			1	1	1		○	○		
10	陶芸美術館	特定(16)イ			2	2	2		○	○		
11	ひょうご女性交流館	非特定(15)	○		1	0	1		○			○
12	人と防災未来センター	非特定(8)	○		2	2	1		○			
13	のじぎく会館	特定(1)ロ			2	2	2		○	○		
14	こどもの館	特定(1)ロ			1	1	1		○	○		
15	兵庫県福祉センター	非特定(15)	◎		0	0	0	○				○
16	六甲保養荘	特定(5)イ			2	1	2		○	○		
17	但馬長寿の郷	特定(5)イ			2	0	1		○	○	○	○
18	兵庫県こころのケアセンター	特定(16)イ			1	1	1		○	○		
19	障害者スポーツ交流館	特定(6)ロ	○		1	1	1		○	○		
20	産業会館	非特定(15)			0	0	0	○				
21	先端科学技術支援センター	特定(5)イ			2	2	2		○	○		
22	丹波年輪の里	特定(16)イ			1	1	1		○	○		
23	西はりま天文台公園	特定(5)イ			1	2	2		○			
24	東はりま日時計の丘公園	特定(5)イ			0	0	0	○				
25	但馬全天候運動場	特定(1)ロ		◎	1	1	1		○	○		
26	但馬ドーム	特定(1)イ			2	2	2			○	○	
27	兵庫県中央労働センター	特定(1)ロ			2	1	1		○	○		
28	姫路労働会館	特定(1)ロ			2	0	2		○	○		
29	淡路夢舞台(国際会議場、野外劇場)	特定(1)イ			0	0	0	○		○		
30	フラワーセンター	非特定(15)			1	1	1		○			
31	三木山森林公園	特定(1)イ			2	2	2		○	○		
32	明石公園	特定(16)イ		◎	1	1	1		○	○		
33	舞子公園	非特定(16)ロ		○	1	1	1		○			
34	舞子公園(移情閣)	非特定(17)			1	1	1		○			
35	播磨中央公園	特定(1)イ		◎	1	0	0		○			
36	淡路島公園(淡路ハイウェイオアシス)	特定(16)イ			0	0	0	○		○		
37	北播磨余蔵村公園宿泊施設	特定(5)イ	◎		0	0	0	○				
38	赤穂海浜公園	特定(16)イ			2	1	1		○			
39	明石西公園	特定(16)イ		◎	1	0	1		○			
40	一庫公園	非特定(8)	◎		0	0	2		○			
41	有馬富士公園	特定(16)イ			0	0	1		○			
42	淡路佐野運動公園	特定(1)イ			1	0	1		○	○		
43	三木総合防災公園	特定(16)イ			0	1	1		○	○		
44	南但馬自然学校	特定(5)イ			2	2	2		○			
45	灘野台生涯教育センター	特定(1)イ		◎	2	2	2		○	○		
46	図書館	非特定(8)			1	1	1		○	○		
47	美術館	特定(16)イ	○	○	1	1	1		○	○		
48	美術館(王子分館)	非特定(8)			1	0	1		○			
49	歴史博物館	非特定(8)			1	1	1		○			
50	人と自然の博物館	特定(16)イ		◎	1	1	1		○	○	○	
51	海洋体育館	非特定(15)			1	1	1					
52	文化体育館	特定(1)イ			1	1	1		○	○		
53	総合体育館	特定(16)イ			2	2	2		○	○		
54	円山川公園	非特定(16)ロ			1	1	1		○			
55	奥猪名健康の郷	特定(5)イ			2	2	2		○			
56	武道館	特定(1)イ			2	2	2		○	○		
57	鬼和野高原野外教育センター	特定(5)イ			1	2	2		○	○		
58	木の殿堂	非特定(8)			1	2	2		○			
計	58施設		8	10	6	36	16	35	3	3		

(表3) 防火対象物の用途区分(消防法施行令別表第1)

(注)太字ゴシック体:特定防火対象物

項	防火対象物の種類
一	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
二	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
三	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
四	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
五	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
六	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
七	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
八	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
九	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
十	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
十一	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
十二	イ 工場又は作業場
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
十三	イ 自動車車庫又は駐車場
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
十四	倉庫
十五	前各項に該当しない事業場
十六	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
十六の二	地下街
十六の三	建物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
十七	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物
十八	延長50メートル以上のアーケード
十九	市町村長の指定する山林
二十	総務省令で定める舟車

特定監査項目3 高額機器の契約関係事務

1 テーマ選定の趣旨

平成13年6月の行政監査報告「高額機器の取得、利用・管理」では、県立病院が原則全ての機器について競争入札を実施している一方、試験研究機関等においては、納入可能業者が1者に限定されることを理由とした随意契約が購入機器の83.7%を占める現状に鑑み、競争性等の確保に配慮した調達を行うよう留意・改善を求めたところである。

土木工事入札をはじめ、公共調達の分野での競争性等の確保に県民の関心が高まっており、物品の調達においても、一層の透明性、競争性の確保等が求められていることから、特に高額機器について、契約関係事務に着目し、競争性、透明性等の観点から検証した。

2 監査対象

平成17年度に購入した取得価額200万円以上の高額機器のうち、医療機械、理化学・計測機械、工作機械等177件を対象とした。

予算執行部局		監査対象 件数	設置場所
本 庁	健康生活部総務課	1	豊岡健康福祉事務所
	健康生活部西播磨リハビリテーションセンター整備課	30	西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院等
	産業労働部工業振興課	6	兵庫ものづくり支援センター播磨
か い	県立大学	10	同左
	工業技術センター	6	同左
	農林水産技術総合センター	1	同左
県立病院		119	同左
企業庁		4	東播磨利水事務所、猪名川広域水道事務所
合計		177	

(注) 1 本庁における入札関係事務は出納局管理課が実施している。

2 西播磨リハビリテーションセンター整備課の30件は、平成17年度において当該課が予算執行したものうち、一般的に県立病院において使用されている医療機器を抽出している。

3 監査結果

以下、留意・改善を求める事項を、実施機関に共通する「共通事項」と実施機関ごとの「個別事項」に分けて記載する。

(1) 共通事項

ア 機種選定委員会の運営上の問題

物品の購入に際し機種を指定した場合、特定の業者に限定されることから、客観性、公正性を確保し、慎重な検討を行うため、出納長が定めた機種選定委員会運営要領（以下、「運営要領」

という。)により、機種選定委員会の設置が義務づけられている(複数メーカーの機種を選定した場合を除く。)

平成17年度における機種選定委員会の開催状況を調査したところ、次のような問題点が見受けられる。

- (ア) 機種決定に至るまでの審議内容を議事録として整備しておくことは、実施機関の説明責任を果たす上で重要であり、運営要領でもその作成が義務づけられているが、各委員の発言内容等の記載がないもの
- (イ) 運営要領によると、急施を要する場合以外は会議方式で実施すべきであるのに、購入機器全てについて持ち回りにより実施しているもの
- (ウ) より性能の優れた後継機種が発売されているにもかかわらず、従来機種の性能で足りるとして後継機種との比較を行わないまま従来機種を選定しているもの
- (エ) 過去に購入した機器と同一の機器を購入するに当たっても、機種選定の適正性等を検証する上であらためて機種選定委員会に諮るべきところ、機種選定委員会を開催することなく購入しているもの

一方、病院局(本庁)の機種選定委員会においては、各病院が購入しようとする1千万円以上の機器の機種選定が適切であるかどうかを評価するため、平成16年度から学識者(神戸大学医学部教授)への意見聴取を行い、客観性、公正性を確保するための工夫が図られている。

機種選定委員会は、形式的に開催されるものではなく、審議機関として実質的に機能させる必要があることから、運営要領に基づく適正・的確な運営に意を用いるとともに、必要に応じて外部の専門家の意見等を求められたい。

イ 仕様策定委員会運営要領の制定

WTO(世界貿易機関)政府調達協定に基づき、3,200万円以上の物品の調達については、原則として一般競争入札が適用され、機器についても機種を選定するのではなく仕様を策定することが求められている。

ところが、知事部局等においては、病院局の「県立病院仕様策定委員会設置要綱」のように、各部局が準拠すべき仕様策定委員会に係る統一的な設置規程が整備されていないため、仕様策定委員会を設置せず仕様を策定している部局や、独自で仕様策定委員会を設置している部局(工業技術センター)がある。

仕様策定も性能、条件の設定の仕方によっては、実質上1機種に限定されることも少なくなく、求める性能、条件が必要不可欠な最低限のものとなっているか等について、より客観的な見地から慎重な検討を加えることは、機種選定のみならず、仕様策定にあたって必要な手続である。

知事部局及び企業庁にあっては、機種選定委員会運営要領と同様、統一要領を制定されたい。

ウ 複数機種の選定

機種の選定に当たり、1機種を選定したものは127件中122件（96.1%）にのぼり、複数機種の選定が依然として低調な現状となっている。

また、機種選定数の影響を落札率でみた場合、1機種選定の場合の落札率98.3%と比較して、2機種以上を選定した場合は93.7%と、低い落札率となっており、より競争性が図られている。

経済性の観点からみれば、複数機種の選定に優位性が認められることから、契約担当者は、可能な限り複数機種の選定に努められたい。

(表1) 機種選定・仕様策定の状況

(単位：件)

区分	機種の選定 (計127件)		仕様の策定	合計
	1機種	2機種以上		
出納局 が入札 実施	健康生活部総務課	1		1
	西播磨リハビリ整備課		30	30
	工業振興課		6	6
県立大学	10			10
工業技術センター	2		4	6
農林水産技術総合センター	1			1
県立病院	105	5	9	119
企業庁	3		1	4
合計	122	5	50	177
予定価格の合計 (税込) (a)	千円 925,785	千円 40,077	千円 1,532,722	千円 2,498,584
落札価格の合計 (税込) (b)	909,683	37,537	1,504,839	2,452,059
(落札率 (b/a))	(98.3%)	(93.7%)	(98.2%)	(98.1%)

エ 仕様による入札の場合の留意点

出納局が仕様により入札を実施したもののうち、西播磨リハビリ整備課分30件（医療機械の仕様は同課が策定）についてみると、業者に提示する仕様書には想定機種1機種（30件中1件は2機種）を明記し、想定機種以外の機種で入札する場合には同等品協議を行わせる方法がとられている。

その結果、同等品協議は11件あったものの、想定機種以外で落札された2件を除き、28件が想定機種で落札されている。

仕様による入札を実施する場合にあっては、業者に対しては、調達機器に必要な性能、条件のみを提示することとし、必要があって想定機種を例示する場合は複数機種を例示する等、仕様による入札事務について配慮されたい。

オ 予定価格設定上の留意点

財務規則第85条第4項によると、予定価格は、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない」とされているが、業者から提示される見積価格は、予定価格決定の際の判断材料として大きな比重を占めている。

ところが、競争入札における見積書の徴収状況をみると、1者からのみ見積書を徴収している契約が143件と全体の88.8%を占めており、この143件中見積業者が落札業者となっているものが120件(83.9%)ある。また、出納局が執行した大半の契約では、業者からの見積価格をもって予定価格としている。

(表2) 競争入札における業者からの見積書徴収状況等

(単位：件)

区 分	1者から徴収 (a)	2者以上から 徴収	合 計	(A)	
				(A)のうち見積 価格をもって予定 価格としたもの	(a)のうち見積業 者が落札業者と なっているもの
出納局	33	4	37	30	23
工業技術センター	4	1	5	3	3
農林水産技術総合センター	1		1	1	1
県立病院	105	9	114	3	93
企業庁		4	4		
合 計	143 (88.8%)	18 (11.2%)	161 (100.0%)	37	120

予定価格の設定は、契約金額に大きな影響を及ぼすことから、複数業者からの見積書の徴収、他機関における導入実績や取引実例調査を実施するなど、可能な限り広範に情報収集を行い、適切な予定価格の設定に努められたい。

(2) 個別事項

ア 県立大学

随意契約の適正な運用

県立大学以外の機関にあつては、機器の取得は原則競争入札によって行われているが、県立大学においては、前回の行政監査報告(平成13年度)以降も、機器の取得は1件を除きこれまで全て随意契約により行われている。

県立大学が行った随意契約の中には、納入可能な業者が県内に複数存在し、競争入札に付すことが適当であるにもかかわらず、納入業者が1者に限られている証明とはならない業者提出の文書(例:「〇〇社は、県立大学〇〇学部における〇〇機器の唯一の販売代理店である。」)を根拠に随意契約しているものがある。

随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する場合に限られていることから、県立大学にあつては、随意契約の適正な運用に努められたい。

(表3) 契約方式の状況

(単位：件)

区 分	一般競争入札	指名競争入札	随 意 契 約	合 計
出納局	4	33		37
県立大学			10	10
工業技術センター		5	1	6
農林水産技術総合センター		1		1
県立病院	9	105	5	119
企業庁		4		4
合 計	13 (7.4%)	148 (83.6%)	16 (9.0%)	177 (100.0%)

(注) 一般競争入札及び指名競争入札には、競争入札に付し落札者がいないときに行う不落随契を含む。

イ 出納局

競争性の確保

今回監査の対象とした機器の多くは指名競争入札によって調達されている。指名競争入札においては、できるだけ手続の透明性を高め、また、多くの者を入札参加者に指名することが適切と考えられるが、それは、このことによって、入札の公正性の確保と同時に、実質的な多数者の競争による経済的調達が期待されているためと考えられる。

医療機器の指名競争入札の状況を、電子入札を導入している出納局(西播磨リハビリセンター整備課分)の実績で見ると、1契約当たりの指名業者数は多くなっているものの、応札者数は少なく、電子入札の導入による透明性・公正性の向上への先導的取り組みが、案件によっては、実質的競争性の向上につながっていない場合も見受けられる。

医療機器等、高額機器の契約事務に当たり、競争性の一層の確保に意を用いられたい。

(表4) 指名競争入札における医療機器の応札状況

(単位：件)

区 分	契 約 数 (a)	指名業者数 (b)	応札者数 (c)	1契約当たり 指名業者数 (b/a)	1契約当たり 応札者数 (c/a)
出 納 局	27	305	102	11.3	3.8

ウ 県立病院(病院局)

(7) 機器の一括調達

平成17年度の県立病院の機器購入状況を見ると、複数の病院において上部消化管汎用ビデオスコープなど、同種の機器の購入実績が認められる。

同一年度において複数の病院が同種の機器を購入する場合、スケールメリットによる経済性を勘案し、本庁等において一括購入することを検討されたい。

(4) 入札参加者審査会の一部未実施

契約予定金額が総額で1千万円以上である場合には、入札参加者審査会に諮る必要があるが、1品あたりの金額が少額であれば総額で1千万円以上であっても審査会への付議は不要と判断して審査会に諮っていない病院が見受けられる。

入札参加者審査会の適正な運営に努められたい。

エ 企業庁**機種選定委員会に諮る案件の範囲の拡大**

企業庁では、水質検査機器購入機種選定評価委員会設置要綱を制定し、予定価格が1千万円以上の水質検査機器を購入するに当たり特定の機種に決定する場合は、機種選定委員会を開催しているが、水質検査機器以外の機器や1千万円未満の機器については、機種選定委員会に諮る案件の対象外となっている。

1千万円以上の水質検査機器に限らず、200万円以上の高額機器の取得については、機種選定委員会の対象とし、より公正で透明性のある機種選定を行われたい。

監査の結果は以上のとおりであるが、公共調達分野における競争性等の確保に県民の関心が高まる中、物品の調達に当たっても一層の透明性・競争性が求められているところであり、今回の監査結果を踏まえて、機器選定過程における透明性・公正性の確保に努めるとともに、常にコスト意識を持ち、調達における一層の競争性の確保に努められることを望むものである。

特定監査項目4 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援

1 テーマ選定の趣旨

平成15年6月の行政監査報告「公益法人等に対する指導監督等について」では、県が出資等する公益法人等に対する主務課の会計面の指導監督に関して、平成14年10月に作成された「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を積極的に活用して、法人等に対する効果的な指導に努めるよう留意・改善を求めたところである。

今回の監査においては、マニュアルに基づく主務課の指導・支援が、実質上、平成15年度から行われていることに鑑み、主務課において、マニュアルを活用した団体に対する会計事務の指導・支援が適切かつ効果的に行われているかの観点から検証した。

2 監査対象

マニュアルの適用対象団体（県が定めている「県行政と密接な関連のある公社等の総合調整等に関する要領」に掲げる団体）のうち、平成18年度において監査委員が監査を実施した県の出資・出せん比率25%以上の団体を所管する主務課16課室（表1のとおり）を対象とした（所管団体数：16団体）。

（表1）監査対象とした主務課（16課室）

No	部局	主務課	所管団体名	No	部局	主務課	所管団体名
1	県民政策部	青少年課	(財)兵庫県青少年本部	9	県土整備部	用地課	兵庫県土地開発公社
2	企画管理部	自治情報課	(財)ひょうご情報教育機構	10		高速道路室 (現 道路計画課)	兵庫県道路公社
3	健康生活部	社会援護課	(社福)兵庫県社会福祉事業団	11		下水道課	(財)兵庫県下水道公社
4	産業労働部	科学振興課	(財)ひょうご科学技術協会	12		住宅計画課	兵庫県住宅供給公社
5		経営支援課	(財)ひょうご産業活性化センター	13		公園緑地課	(財)、淡路花博記念事業協会
6		労政福祉課	(財)兵庫県勤労福祉協会	14		復興推進課	(財)阪神・淡路大震災復興基金
7		国際政策課	(財)兵庫県国際交流協会	15		復興支援課	(財)兵庫県住宅再建共済基金
8	農林水産部	林務課	(財)兵庫県営林緑化労働基金	16		教育委員会	体育保健課

3 マニュアルを活用した主務課の指導・支援事務の流れ

(1) 主務課の役割

主務課は、マニュアルを活用し、以下の指導・支援を行うこととされている。

- ア 会計事務処理の点検及び指導・支援
- イ 予算編成時における点検及び指導・支援
- ウ 決算報告時における点検及び指導・支援
- エ 理事・監事等役員の機能強化に向けた支援

(2) 指導・支援の実施方法等

主務課は「会計事務」「予算」「決算」の3つの区分ごとに定められたチェックシートを使用して、団体の事務処理状況を点検し、事務処理上の改善に向けた指導・支援を行うこととしている。

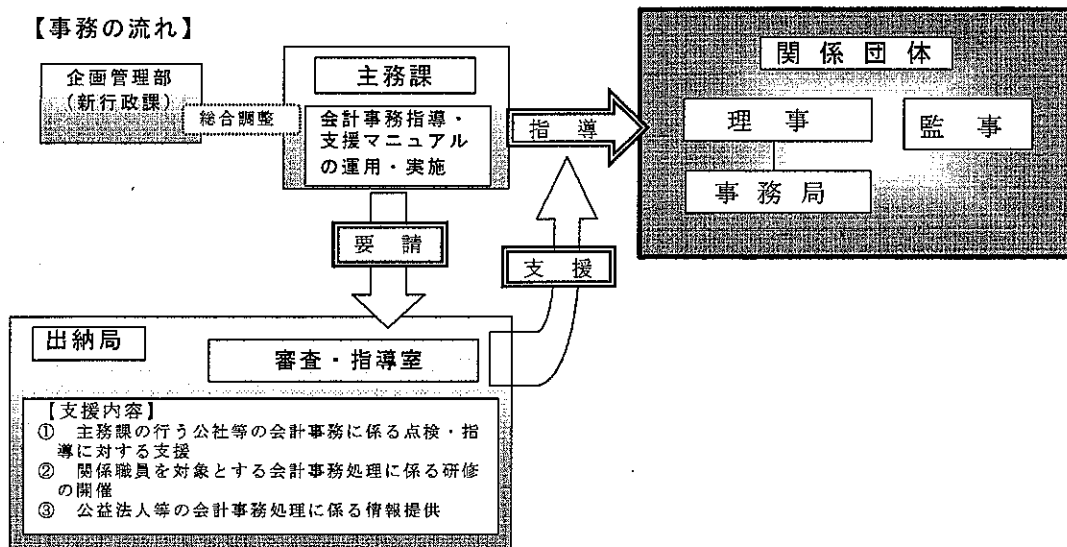
また、主務課が各チェックシートにより行った点検結果については、そのポイントを具体的に記した総括表を作成し、主務課及び団体に備え付け、求めに応じてこれを開示することになっている。

なお、年1回以上定期的に公認会計士又は監査法人による外部監査を受けており、適正な事務執行が図られていると判断できる団体については、この指導・支援の対象から除外できるとしている。

チェックシートによる点検 → 改善に向けた指導・支援 → 実施結果の総括及び開示

(3) 出納局審査・指導室の支援

チェックシートによる点検に当たっては、公益法人会計等の専門的な知識が要求されるが、主務課による対応には限界があることから、審査・指導室（現 審査・指導課）は、主務課からの要請に応じ、専門的な立場からの支援を行っている。



4 点検の実施状況等

「会計事務」「予算」「決算」の3つの点検区分のうち、「会計事務」及び「決算」について、平成18年度の点検状況を確認した結果は次のとおりである。

(1) 点検実施課室

マニュアルを活用して点検を実施した主務課は、16課室中15課室である。

未実施の1課は、該当する法人が監査法人による外部監査を受けており、適正な事務執行が図られていると判断し、当該点検を実施していない。

(2) 点検実施体制

点検を行っている15課室の点検実施体制をみると、主務課の点検を審査・指導室が支援し、決算時期に合わせて点検を行っているものが12課室、審査・指導室の支援を求めず主務課単独で点検を行っているものが3課である。

(表2) 主務課におけるマニュアルを活用した点検実施体制

区 分		課 室 数
点 検 実 施	審査・指導室の支援を受け主務課が点検を実施	12
	主務課が単独で点検を実施	3
	小 計	15 (93.8%)
点検未実施	団体が外部監査を受検	1 (6.2%)
計		16 (100.0%)

(3) 点検者のキャリア

主務課職員（点検者）の法人担当年数は、3年未満の者が約9割を占めている。

また、過去に複式簿記会計事務や公益法人会計事務を経験したことがある者は12.9%で、大半の点検者は、上記の事務の経験がない職員である。

(表3) 主務課職員の事務担当年数等 (平成18年4月1日現在)

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	計	うち、複式簿記会計 事務等経験の有無
10人	12人	5人	4人	31人	4人
(32.3%)	(38.7%)	(16.1%)	(12.9%)	(100.0%)	(12.9%)

(4) 点検の状況

マニュアルを活用した主務課の平成15年度以降平成18年度までの点検実施状況をみると、毎年度「会計事務」と「決算」の両方を点検している主務課は、15課室のうち7課であり、年度によって点検を実施していない主務課もある。

また、主務課による点検は、審査・指導室の支援がある場合、概ね、主務課の職員2人（係長及び担当）及び審査・指導室の職員2人の計4人により、1日（約6時間程度）で点検を実施している。

主務課の単独実施による点検の場合は、1人又は2人により点検を実施しているが、審査・指導室の支援を受けている場合に比較して、点検時間は概して短い。

(表4) 主務課におけるマニュアルを活用した点検実施状況(平成15年度～平成18年度)

No	部局	主務課	所管団体名	マニュアル点検実施の有無	点検実施の内訳		マニュアル点検実施状況								
					審査・指導室の支援を受けて実施	単独実施	15年度		16年度		17年度		18年度		
							会計	決算	会計	決算	会計	決算	会計	決算	
1	県民政策部	青少年課	(財)兵庫県青少年本部	○		○			○	○			○	○	
2	企画管理部	自治情報課	(財)ひょうご情報教育機構	○	○									○	○
3	健康生活部	社会援護課	(社福)兵庫県社会福祉事業団	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
4	産業労働部	科学振興課	(財)ひょうご科学技術協会	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
5		経営支援課	(財)ひょうご産業活性化センター	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
6		労政福祉課	(財)兵庫県勤労福祉協会	○	○				○	○	○	○	○	○	○
7		国際政策課	(財)兵庫県国際交流協会	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
8	農林水産部	林務課	(財)兵庫県営林緑化労働基金	○		○		○	○			○	○	○	○
9	県土整備部	用地課	兵庫県土地開発公社	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
10		高速道路室(現道路計画課)	兵庫県道路公社	○	○					○		○	○	○	○
11		下水道課	(財)兵庫県下水道公社	○	○			○	○	○					○
12		住宅計画課	兵庫県住宅供給公社												
13		公園緑地課	(財)淡路花博記念事業協会	○		○				○	○	○	○	○	○
14		復興推進課	(財)阪神・淡路大震災復興基金	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
15		復興支援課	(財)兵庫県住宅再建共済基金	○	○										○
16	教育委員会	体育保健課	(財)兵庫県体育協会	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
計(16団体)				15 (93.8%)	12 (80.0%)	3 (20.0%)	7	9	8	12	8	12	11	14	

(注)兵庫県住宅供給公社については外部監査を受検しているため、住宅計画課はマニュアルを活用した点検を実施していない。

5 監査結果

(1) チェックの形骸化

団体の決算事務や会計事務処理に関する主務課のチェックにおいて、決算関係資料の記載内容の点検が十分でないものや、改善すべき事務処理があるのに適正と判断するなどの現状が見受けられる。

主務課のチェックが一部形骸化しているため、主務課においては、専門的なスキルの向上に努め、実効ある点検を実施されたい。なお、審査・指導室の支援を求めず単独で点検を実施している主務課にあっては、点検に苦慮している現状が伺えることから、審査・指導室への支援要請を検討されたい。

(2) 組織としての対応の不備

審査・指導室が主務課の点検に同行し決算事務等について問題点を指導しているにもかかわらず、主務課が作成した点検結果には適正である旨の記載しかなされていないため、団体に対する指導内容を課長が的確に認識していなかったり、点検結果の復命自体を課長に行っていない主務課がある。

団体に対する点検・指導の責任が主務課にあることを認識し、組織として団体の指導・支援に取り組みたい。

(3) 点検時期の問題

決算関係の点検事務は、決算理事会開催前に行い、適正な決算資料の作成等を指導すべきであるのに、決算理事会開催前に実施していない主務課がある。

主務課による指導・支援を効果的に行うためには、マニュアルに従い、主務課の点検を適期に実施されたい。また、年1回決算時期に合わせ、点検を行っている主務課が大半であるが、相当量のチェック項目を適正に検証していくには時間的余裕がないことから、決算時期とは別に会計事務の点検を行うなど、可能な限り複数回の点検を実施されたい。

(4) 「会計事務」点検の未実施

マニュアルでは、点検に当たって「会計事務」「決算」の各区分毎に、適宜、実施の要否を判断し、公認会計士等による外部監査を受けているものであって、事務処理上の事故発生が予防できると考えられる場合や、決算報告事務等の適正処理が期待できると判断される場合においては、点検を省略できると規定されているが、実施の要否を検討しないまま、マニュアルが本格運用された平成15年度以降一度も「会計事務」の点検を行っていない主務課がある。

「会計事務」の点検は、内部チェック体制の整備及び運用状況等を点検するために実施するものであるため、「会計事務」についても点検を実施されたい。

(5) マニュアル活用説明会への不参加

審査・指導室においては、平成17年度から、年度当初にマニュアル活用説明会を開催しているが、担当者が団体の会計指導事務を担当した経験がないのに、説明会に出席させていない主務課がある。

担当者のスキルを向上させ、マニュアルを効果的に活用させるためには、初心者にとっては審査・指導室が開催する研修会への参加が不可欠であるため、主務課は研修会への担当者の参加について配慮されたい。

(6) 点検結果の団体への未通知

マニュアルでは、主務課が行った点検結果の総括表は、主務課・団体双方に備え付け、県民の求めに応じてこれを開示することになっているが、全ての主務課において、団体に対して点検結果の総括表を通知していない。

主務課は、マニュアルに基づき、点検結果を団体へ通知されたい。

監査の結果は以上のとおりであるが、団体に対する会計・決算事務のチェックを公益法人会計等の知識、経験に乏しい主務課が担っていくことは、審査・指導室の支援があるとはいえ、監査の結果から判断して困難であると言わざるを得ないので、実効ある点検体制について検討を望むものである。